

【諮問（個人）第183号】

31川情個第68号
令和2年3月13日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

平成31年2月18日付け30川総人第1149号にて諮問のありました保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の故人である実母の保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、故人である実母の遺族として、平成30年4月27日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。平成30年条例第75号による改正前のもの。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、高齢者支援における審査請求人の実母のケース記録のうち、事実と違う内容が記載されているとして審査請求人が指定する部分の訂正を求める旨の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、平成30年7月10日付けで、条例第22条に該当すると判断した部分については訂正を行い、それ以外については該当しないものとして一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成30年10月10日付けで、本件処分の取消し又は変更を求め、審査請求を行った。（当審査会諮問（個人）第183号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年10月10日付け審査請求書、平成31年1月25日付け反論書、令和元年10月4日実施の口頭意見陳述等によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 保有個人情報訂正請求に関し、承諾された部分のうち、該当する部分について審査請求人の実母である姉（以下「姉」という。）「は要介護3、」審査請求人の養母である妹（以下「妹」という。）「は軽度〇〇症、要介護1」に訂正を求める。当時の主治医の診断、介護支援施設時代の医師所見等からも〇〇症の診断はされておらず、認定員やケアマネ等の福祉関係者が勝手に「〇〇症状あり」と結論付ける判断はおかしい。主治医意見書の心身の状態に関する意見書欄に「〇〇 問題あり」がチェックされていたとしても、その時の状況や年相応もあり、一般的に〇〇障害（誰にも状況により起こるが治る＝〇〇症ではない）があったということで、「〇〇症状あり」「軽度〇〇症」とは医学的には判断できない。実施機関がこのように結論付ける根拠となる医師の〇〇症診断等を明示願いたい。〇〇症の中核症状についてはカッコ書きで「〇〇症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む」とあり、必ずしも〇〇症の記載ではないということがはっきり記載されている。平成28年度に介護支援施設で精神科医の診断を受けたが〇〇等の診察も出されていないし、「通常の〇〇力や〇〇力あり。」という診断書もある。

また、姉の要介護3という記載も、要支援1という記載に訂正するとともに、承諾された部分のうち「（主治医意見書により〇〇症状あり）」については、別

次元の情報を付加しているため削除を求める。

- (2) 「妹より〇〇症状が進んでいる模様」「姉は〇〇症だろうか」と疑う程しっかりしており」等の相反する記載内容について「関係機関の報告記載で訂正はできない」として回答を回避するのではなく「記載内容は、相反している等」の事実認識に応じた回答を求める。実施機関は実際にはよく確認もせず、協力者等の報告を鵜呑みにして記載責任を放棄している。真実と違ったことを書かれても、書かれた側は何も言えない。訂正はできなくても、確認した事項は「〇〇と書かれているが、記載が相反している」等の確認したことの追記を求める。
- (3) 携帯電話が使用できないという趣旨の記載に関し、姉が長年使っていた携帯電話であり、妹も購入し、姉妹で電話していることも確認しているため、使えていなかったというのは虚偽である。「着信記録は確認した」等の追記を求める。
- (4) マンションへの仮住まいについては、「〇〇」等高齢者を放置したと報告する意味合いで実施機関に報告したと思われるが、実際には、姉と妹の病院の距離や住宅環境の要望をかなえるため入居マンションを家族全員で探したり、エアコンの設置や寝具の新規購入等を行い、食品の調達や掃除、通院介助等家族で対応しており、事実とはかなり相違がある。当時の担当者がケアマネの虚偽の報告を鵜呑みにし、事実認定が甘いと言わざるを得ない。訂正はできなくても、確認した事項は、「費用をかけて改修した事や、旅行に出かける等の世話をしていた等は確認した」等の追記を求める。
- (5) 関係機関からの報告を実施機関が取りまとめた記載、いわゆる報告内容について、内容の真実性を問題とするのか、仮に問題としない場合には誰がこの情報に対して責任を持つのかを明らかにしていただかないと、誤った情報に対して権利侵害があった時に、自分の侵害された権利を回復することがほぼ不可能になってしまう。

4 実施機関の主張要旨

平成30年12月12日付け弁明書及び令和元年7月12日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報のうち、訂正を承諾することができない部分は、関係機関による評価が記載された報告書やカンファレンスにおける関係機関からの報告内容を実施機関がまとめた記載の中のものである。

条例第22条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは当該訂正請求に係る保有個人情報の内容が真実でないことが確認できたことを意味し、「事実」とは個別の事実について客観的に判断できる事項をいうものである。

実施機関が関係機関から、文書又は口頭により当該報告を受けたことは事実であり、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらないため、訂正事由に該当しない。

また、当該文書中に、関係機関による個人に対する評価・判断が記載されている部分があるが、個別の事実について客観的に判断できる事項が訂正請求の対象となりうるのであり、個人に対する評価・判断については、訂正請求の対象とな

りうる事実ではない。したがって、関係機関による個人に対する評価・判断については、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらないため、個人に対する評価・判断について記載されている部分については、訂正事由に該当しない。

さらに、当該文書中には、請求者が提出した根拠資料では、保有個人情報の正誤を判断することができない内容も含まれている。

- (2) 姉については、主治医意見書に〇〇症の診断名はなく、〇〇症の中核症状に該当するとの記載があるため、実施機関は本件処分において「姉は要介護3（主治医意見書により〇〇症状あり）」と訂正を行ったものである。本市においては、〇〇症の診断はないが〇〇症の症状に該当する場合は、「〇〇症状」と記載するものであり、本件処分は妥当であると考ええる。

なお、請求人が削除を求めている「共に」については、生存中の妹の評価、判断に関する保有個人情報にも係る記載についての訂正請求であると見受けられるが、妹は生存していることから、請求人に条例第22条に基づく訂正請求権はなく、また請求人に対しては不開示とされるべき情報であるため、本件処分の維持が妥当と考える。

- (3) 「妹より〇〇症状が進んでいる模様」「姉は〇〇症だろうか」と疑う程しっかりしており」等の曖昧な記載については、カンファレンスにおける関係機関からの報告内容を実施機関がまとめた記載であり、実施機関が関係機関から当該報告を受けたことは事実であるから、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらず、訂正事由に該当しない。また、当該報告は関係機関による個人に対する評価、判断であり、客観的な正誤の判定になじまないことから、訂正請求の対象となりうる「事実」ではないため、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらず、訂正事由に該当しない。以上のことから、本件処分は妥当であると考ええる。

- (4) 携帯電話が使用できないという趣旨の記載に関し、当該記載は存在しないため、本件処分は妥当であると考ええる。

- (5) 「〇〇」という箇所については、当時の請求者の発言を聞いた関係機関が他の関係機関に報告した内容を、他の関係機関が実施機関に報告した内容であり、「〇〇」という箇所については、関係機関が作成、提出した報告書をケースファイルに綴じたものであり、「携帯電話の使用方法は理解できず」の記載については、関係機関からの報告内容を実施機関がまとめた記載であり、いずれも実施機関が関係機関から当該報告を受けたことは事実であるから、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらず、訂正事由に該当しない。本件請求を受けて、実施機関としても関係機関への聞き取り等、可能な限りの調査を行ったが、実施機関の調査権限におのずから限りがあり、請求者が提出した根拠資料でも客観的に判断することはできないため、当該記載が「事実でない」という確認はできず、当該請求に理由があるときに当たるとはいえないため、訂正事由に該当しない。

- (6) マンションへの仮住まいについては、「〇〇」等に関する部分の請求者の主張については、実施機関が関係機関から当該報告を受けたことは事実であるから、条例第22条の「請求に理由があるとき」に当たらず、訂正事由に該当しない。

- (7) 訂正ができない場合に請求者が追記を求めている点については、個人情報保護ハンドブック中、条例第21条の解釈において、「追記の請求（書き足しの求め）は、原則としてその追記がない現内容自体が事実でないと思料する場合に限って認められるのにとどまる」とされており、今回の請求人の追記請求については、追記がない現内容自体が事実でないと思料される場合に当たらず、また、追記を行わなくとも姉と妹の「生活を支援するため」という本件対象公文書の利用目的は達成できるものであるため、これについても応じることはできない。

5 審査会の判断

- (1) 本件は、審査請求人の親族の福祉的支援のために作成されたケース記録中における、審査請求人の亡母等に関する個人情報の訂正を求める請求である。

本市において、保有個人情報の訂正請求については、条例第21条及び第22条に基づき、「訂正請求に理由があると認めるとき」、すなわち、個別の事実について客観的に判断できる事項につき、事実と保有個人情報に記載されている情報との間に不一致があり、記載されている情報が、個別の事実記録として誤ったものであることを確認した場合、実施機関は、当該保有個人情報の訂正（追加または削除を含む）をしなければならないこととされている。以下、本件訂正請求がこの要件を満たすか検討する。

- (2) 本件請求の対象となっている保有個人情報はいずれも、ケース記録中の日々の経過を時系列で都度記載する、いわゆる経過記録部分中の記載であり、実施機関が、第三者から報告を受けたその報告内容か、実施機関を含む支援関係者が参加してのカンファレンスにおいて協議された内容の記載である。

すなわち、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の〇〇の職員（以下「同報告者」という。）からの来電内容の記載であったり、同報告者作成の文書を受領することによって報告を受けた文書そのものであったり、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日にカンファレンスが実施された際に参加者間で協議された内容の記載である。

- (3) そもそもケース記録中の経過記録部分には、その時点における記録作成者の視点から認識された事実や評価を都度記載し、経過の備忘とするとともに、組織的に複数名で認識を共有したり管理職の指導監督を可能とし、具体的な支援事案において、相談援助活動のケースワークの適切な継続的展開を可能ならしめる目的のために作成されるものである。このケース記録は、広く不特定多数に向けて公表されることが予定されるものではなく、記載時に今後のケースワーク上必要と思われる情報を、かなりの短時間で同時進行的に書き留めていくことが要請される。そのような性質上、記載内容がおよそいかなる者から見ても異論のない客観的正確性を備えているかや、対外的公表に耐えうる疑義のない表現になっているか等につき、慎重な吟味を要するものではなく、これら報告内容や協議内容が事実と一致しているかどうかを子細に検討しない限り、その内容を記録に記載したり、受領した文書を記録中に編綴できないものではない。

- (4) また、福祉の相談援助活動においては、第三者から報告を受けた内容が客観的

事実と正確に一致しているかどうかはさておいて、ケースワークに有用と思われる情報を広く集める必要があるし、ケースワークの過程において開催されるカンファレンスも、参加者らがそれぞれの主観・評価をも交えた意見交換を率直に行って、より良いケースワークを将来に向かって展開させていくための議論が行われる場である必要がある。

もちろん、正確な客観的情報を前提とすることこそがケースワークには有用であることから、記載する情報の正確性には可能な限りの配慮をすべきであり、これについて最低限の配慮も払わずに、ことさらに虚偽やずさんな記載をすることが許容されるものではないが、記載の一部について、後日に不正確であったと経過の中で判明する可能性も常に孕むものでもある。この点、ケースワークが移り変わる状況のなかで継続的に展開していくものであることに鑑みれば、むしろ第三者から報告された内容を、報告を受けた当時の記録として報告内容どおりに正確に経過記録中に留めたり、カンファレンスでの協議内容を、当時の実施機関担当者の認識を示すものとして経過記録中に留められておくべきでもある。それは、経過記録における過去の記載事項が不正確であったことが後日に判明した場合は、かかる記載がなされた理由を点検・追及することをもって、よりよい支援活動を検討する必要があるためである。

- (5) これらを踏まえて、審査請求人が訂正請求をする各保有個人情報を検討するに、実施機関がそのような内容の報告を第三者から受けたことが事実でないと認めるべき理由や、カンファレンスにおいて各記載内容のような協議が行われたことが事実でないと認めるべき理由は見当たらず、また、記載者が、報告内容や協議内容について、ことさらに虚偽やずさんな記載をしているとも認められない。

なお、審査請求人は、携帯電話が使用できないという趣旨の記載の訂正を求め、訂正ができない場合でも「着信記録は確認した」等の追記を求めるが、本件対象公文書に関する上記の趣旨に鑑み、それらの必要性も認めることはできない。

したがって、本件請求の対象となっている個々の記載内容が当時の個別の事実記録として誤ったものであるとして、訂正すべき義務を実施機関が負うとはいえない。

以上の理由により、前記 1 に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	飯 島 奈津子
委 員	友 岡 史 仁
委 員	中 島 美砂子
委 員	三 浦 大 介